

2号・3号認定の事由・保育の必要量

保育園等での保育を希望する方は、保護者の方それぞれが、以下の事由に該当し、常時保育が必要であると認められる状態である場合、認定を受けることができます。

※認定期間中であっても、家庭保育が可能となった場合には認定の取消しとなります。

事由	要件	認定期間	保育の必要量
就労	「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして就労している場合	就労証明書または自営業届の記載どおり就労を継続している期間	就労時間による
妊娠 出産	妊娠中か出産後間がない場合	産後8週間を経過した月の末日まで ※実際の誕生日によって、当初の認定期間より短くなる場合があります。	保育標準時間
育児休業	既に保育園等に在園している子どもの保護者が、下の子の育児休業を取得し、その間も継続して保育園等の利用が必要と認められる場合	育児休業に係る子どもが2歳になる日が属する年度の翌年度4月30日まで	保育短時間
疾病 障害	保護者が疾病にかかっていたり、負傷していたり、心身に障害があり、子どもの家庭保育にあたれない場合	診断書に記載された必要な療養期間	保育短時間
介護 看護	同居の親族（長期間入院等をしている場合を含む。）を、「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして介護または看護している場合	介護・看護を継続している期間	介護・看護を要する時間による
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（就労予定の場合を含む）※1	退職後、 90日目を迎える月の末日まで	保育短時間 ※就労予定の場合は、就労時間による
就学	「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして、学校（※2）に在学しているまたは職業訓練を受けている場合	卒業または修了予定月の末日まで	就学時間による
その他	上記に類する状態で保育を行うことができないと認められる特別な事情がある場合	保育が必要と認められる期間	保育短時間

※1 求職活動中の要件は、**申請日時点で既に求職活動中**である必要があります。

※2 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設。